

(平成27年4月22日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

1 件

厚生年金関係

1 件

関東（新潟）厚生年金 事案 9064

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 6 月 1 日から 19 年 10 月 1 日まで
昭和 13 年 8 月 1 日から A 社 B 工場（現在は、C 社）に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が 19 年 10 月 1 日からとなっている。年金制度として保険料徴収が始まった 17 年 6 月 1 日から厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の次女が、年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

C 社から提出された「健保厚年保険台帳」により、申立人が申立期間に当該事業所において勤務していたことが確認できる。

しかしながら、昭和 17 年 1 月に施行された労働者年金保険法（労働者年金保険法附則第 71 条の規定による保険料徴収の開始は昭和 17 年 6 月 1 日）は、19 年 10 月 1 日に厚生年金保険法が施行されるまでは、工場や炭鉱で働く男性の肉体労働者のみを対象としていたところ、次女は、申立人は当該事業所において「分析」の仕事に携わっていたようだと述べており、また、当該事業所の「健康保険労働者年金保険被保険者名簿」の申立人欄に「改」及び「職員」という印が認められ、これについて日本年金機構は、「昭和 19 年 2 月の法律改正（厚生年金保険に名称変更）により新たに適用を受けた被保険者（職員と女子）について、記号番号付近に押印してある。」と回答していることから、申立人は労働者年金保険法の被保険者の適用対象外であったものと推認される。

また、「厚生年金保険被保険者記号番号払出簿」、「健康保険労働者年金保険被保険者名簿」及び「厚生年金保険被保険者台帳」により、申立人

は当該事業所において昭和 19 年 6 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できるところ、厚生年金保険法では、19 年 6 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間については、同法の適用準備期間であることから、厚生年金保険の被保険者期間とはなり得ない期間である。

さらに、申立期間当時、当該事業所に勤務していた元同僚に照会したところ、回答のあった複数の元同僚は、申立人については、古いことであるため詳しいことは覚えていないと回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。